

## 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団コンプライアンス基本方針

当財団は、公の施設の指定管理者として、公金と施設を預かる重責を担っています。指定管理者には常に高い倫理観と透明性が求められることを認識し、県民からの揺るぎない信頼を確立するとともに、公正で開かれた組織文化を築き上げるため、ここに本方針を定めます。

### 1 職務の公共性と社会的責任の自覚

私たちは、当財団の事業が県民の信頼と負託の上に成り立つものであることを深く認識します。指定管理業務に携わる者は、実質的に「公務に従事する者」に準ずる立場であることを自覚し、常に高い倫理観を持って行動します。

### 2 法令・規程の厳格な遵守

私たちは、法令、定款、及び財団が定める諸規程を単なる形式に留めることなく、常に業務遂行の規範としてこれを遵守し、良識ある判断を徹底します。

### 3 取引の公正性と透明性の確保

私たちは、業務委託先の選定や契約締結にあたり、情実を排し、公正かつ透明な手続きを徹底します。

利害関係者との不適切な接触や贈答・接待の授受を禁ずる財団の規範を厳守し、不当な便宜供与や不透明な癒着を断固として排除します。

### 4 公私の峻別と利益相反の防止

私たちは、職務上の立場を私的な利益のために利用しません。財団の利益と個人の利益が相反する恐れがある場合は、速やかにその事実を開示し、財団が定める所定の手続きに従い、職務の公正性を担保します。

### 5 通報制度の活用と風通しの良い組織づくり

私たちは、組織の自浄作用を高めるため、不正の兆候を察知した際は、躊躇なく内

部通報制度に基づく通報・相談を行います。組織全体で「不正を許さない、見逃さない」文化を醸成し、通報者が不利益を被ることがないように、その保護を徹底します。

## 6 不祥事に対する厳正な対処

当財団は、万が一、本方針や関連規程に違反する行為が認められた場合は、就業規則等に基づき、厳正な処分を行います。

## 附則

この基本方針は、令和8年6月1日から施行する。